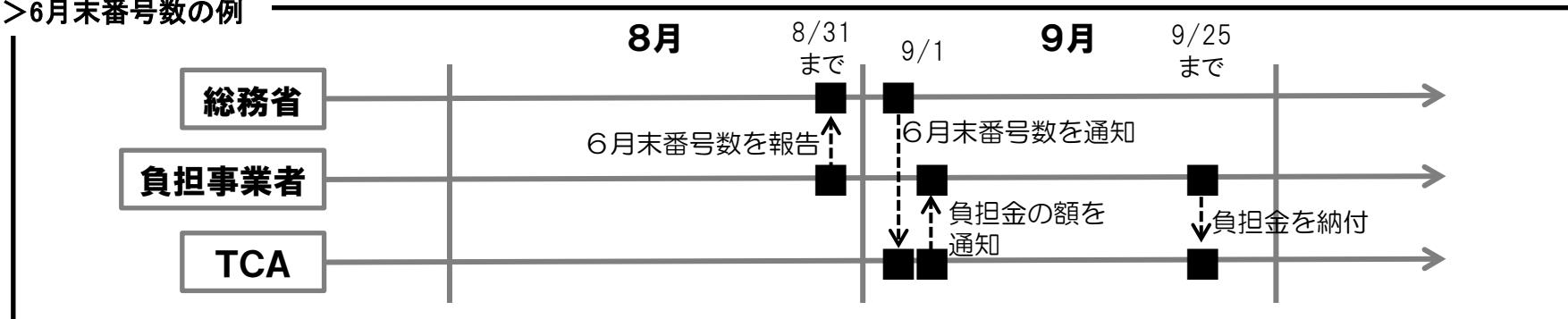


## 改正の必要性

- 各負担事業者からは、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第9条に基づき、毎月末の電気通信番号数を翌々月の末日までに総務省に報告いただいているところ。基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」という。)は、これを用いて毎月の各負担事業者の負担金の額を算定している。
- 報告を受けた後の総務省及び支援機関における運用は以下のとおりとなっている。
  - ・ 報告が出来た翌日(つまり毎月の初日)に総務省から支援機関に対して番号数を通知(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第27条第4項)。
  - ・ 負担事業者の負担金納付期限は番号数報告期限の翌月25日とされている(総務大臣認可)ところ、負担事業者の準備期間を確保するため、総務省から番号数の通知があり次第直ちに支援機関から負担事業者に負担金の額を通知。
  - ・ 年末年始やゴールデンウィーク等、月末・月初に休日が集中する時期には、各負担事業者対し、総務省への番号数の報告を早めに提出していただくよう依頼。
- このような運用は、毎月末・月初における短期間での所要の作業の完了と、休日が連続する時期の各負担事業者の協力を前提としており、月末・月初の電気通信番号数報告関連業務の運用をより安定的なものとするため、報告期限について見直しを実施する。

## <参考>6月末番号数の例



## 改正案

電気通信事業報告規則第9条の毎月末の総務大臣への電気通信番号数の報告の期限を「翌々月の末日まで」から「翌々月の二十日まで」(二十日が土日祝日の場合は、翌営業日)に前倒しする。